

都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入反対の 意見書採択に関する請願

[請願主旨]

都市再生機構は、平成21年3月31日に閣議決定した「規制改革推進のための3か年計画」に従い、同年4月3日に「UR賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入」を発表しました。それに先立っては、19年12月24日の閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」にもとづき同月26日に団地の縮小・売却を含む「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定しています。

具体的措置として、平成21年度において定期借家契約による空き家募集の対象とする戸数は、まず全国32団地約3万戸を選定するとともに、団地再生事業等を予定している団地の戸数を合わせ、全賃貸住宅（約77万戸）の約2割としています。対象団地での空き家募集はすべて期間5年の定期借家契約となります。

都市再生機構が本年4月に「閣議決定」の一語をもって公団住宅への定期借家契約導入の理由を居住者に説明したあとの本年6月17日、金子一義国土交通大臣は国会で「政府側でもう少し詰めてもらおう」と答え、十分な検討のないままの方針強行であること明らかにしました。

私たちは、①制度の主旨から導入は「なじまない」と政府みずから公言してきた公的賃貸住宅に、②政府自身まだ十分検討せず、③当の都市再生機構も「閣議決定」以外に一言も説明できないまま、④明らかに借家人に不利、居住の安定をおびやかす定期借家契約の導入・拡大の実施を認めることはできません。

現在の公団賃貸住宅の空き家は、町田山崎団地397戸(10.13%)、鶴川団地181戸(10.76%)等、家賃が高いため、空き家が多くあるのが実態です。

[請願事項]

政府ならびに都市再生機構にたいし、UR賃貸住宅に定期借家契約を導入し拡大する方針を撤回するよう意見書の提出を請願します。